

端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一  
（略）  
た適當数

二 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適當数

5|4| 第一項及び第二項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の施設及びその構造設備に係るものに限る。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備を有すること

（新設）

3|2| 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

第二十一条 法第二十一条第一項第十一号の規定による施設は、次のとおりとする。

とする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により纖維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならぬこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならぬこと。

（削除）

21 前項の規定による施設は、次の各号による。  
一～四 （略）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師の員数の標準は、一とする。

（削除）

（削除）

（削除）

（削除）

2 法第二十一条第三項の厚生労働省で定める基準（療養病床を有する診療所の従業者及びその員数に係るものに限る。次項においては）

第二十一条の二 法第二十一条第二項第一号による療養病床を有する診療所に置くべき医師、看護師及び看護の補助その他の業務の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

一 医師 一

二 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 事務員その他従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適當数

（新設）

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により纖維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。）

二 療養病床を有する病院にあつては、談話室、食堂及び浴室

三 痘瘍病床を有する場合にあつては、看護室、治療室及び手術室

て同じ。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床

四 又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が

四又はその端数を増すごとに一  
の端数を増すごとに一

三 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものは、事務員そ

他の従業者を療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数置くこととする。

四 第十九条第五項の規定は、第二項各号に掲げる事項について準用する。

第二十一条の四 法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準(療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備に係るものに限る。)であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべきものについては、第二十一条第二号から第四号までの規定を準用する。

(削除)

第二十二条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条若しくは第二十二条の二に規定する員数の標準又は都道府県の条例で定める員数の二分の一以下である状態が一年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十二条の二の規定により都道府県知事が措置を探ることが適当であると認める場合とする。

(新設)

第二十一条の四 法第二十一条第二項第二号の規定による施設は、談話室、食堂及び浴室とする。

2 第二十一条第一項の規定は、前項に規定する施設について準用する。

第二十二条の四の二 法第二十三条の二に規定する適正な医療の提供に著しい支障が生ずる場合として厚生労働省令で定める場合は、医師、歯科医師、看護師その他の従業者の員数が第十九条又は第二十二条の二に規定する員数の標準の二分の一以下である状態が二年を超えて継続している場合であつて、都道府県医療審議会が法第二十三条の二の規定により都道府県知事が措置を探ることが適当であると認める場合とする。